

# 資料5 アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（抄）

平成三十一年法律第十六号

## 目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 基本方針等（第七条・第八条）
- 第三章 民族共生象徴空間構成施設の管理に関する措置（第九条）
- 第四章 アイヌ施策推進地域計画の認定等（第十条—第十四条）
- 第五章 認定アイヌ施策推進地域計画に基づく事業に対する特別の措置（第十五条—第十九条）
- 第六章 指定法人（第二十条—第三十一条）
- 第七章 アイヌ政策推進本部（第三十二条—第四十一条）
- 第八章 雑則（第四十二条—第四十五条）
- 附則

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であるアイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化（以下「アイヌの伝統等」という。）が置かれている状況並びに近年における先住民族をめぐる国際情勢に鑑み、アイヌ施策の推進に関し、基本理念、国等の責務、政府による基本方針の策定、民族共生象徴空間構成施設の管理に関する措置、市町村（特別区を含む。以下同じ。）によるアイヌ施策推進地域計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けたアイヌ施策推進地域計画に基づく事業に対する特別の措置、アイヌ政策推進本部の設置等について定めることにより、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

### （定義）

第二条 この法律において「アイヌ文化」とは、アイヌ語並びにアイヌにおいて継承されてきた生活様式、音楽、舞踊、工芸その他の文化的所産及びこれらから発展した文化的所産をいう。

2 この法律において「アイヌ施策」とは、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発（以下「アイヌ文化の振興等」という。）並びにアイヌの人々が民族としての誇りを持って生活するためのアイヌ文化の振興等に資する環境の整備に関する施策をいう。

3 この法律において「民族共生象徴空間構成施設」とは、民族共生象徴空間（アイヌ文化の振興等の拠点として国土交通省令・文部科学省令で定める場所に整備される国有財産法（昭和三十二年法律第七十三号）第三条第二項に規定する行政財産をいう。）を構成する施設（その敷地を含む。）であって、国土交通省令・文部科学省令で定めるものをいう。

### （基本理念）

第三条 アイヌ施策の推進は、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重されるよう、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統等並びに我が国を含む国際社会において重要な課題である多様な民

族の共生及び多様な文化の発展についての国民の理解を深めることを旨として、行われなければならない。

2 アイヌ施策の推進は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができるよう、アイヌの人々の自発的意思の尊重に配慮しつつ、行われなければならない。

3 アイヌ施策の推進は、国、地方公共団体その他の関係する者の相互の密接な連携を図りつつ、アイヌの人々が北海道のみならず全国において生活していることを踏まえて全国的な視点に立って行われなければならない。

第四条 何人も、アイヌの人々に対して、アイヌであることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第五条 国及び地方公共団体は、前二条に定める基本理念にのっとり、アイヌ施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、アイヌ文化を継承する者の育成について適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、アイヌに関し、国民の理解を深めるよう努めなければならない。

4 国は、アイヌ文化の振興等に資する調査研究を推進するよう努めるとともに、地方公共団体が実施するアイヌ施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(国民の努力)

第六条 国民は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

## 第二章 基本方針等

(基本方針)

第七条 政府は、アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 アイヌ施策の意義及び目標に関する事項

二 政府が実施すべきアイヌ施策に関する基本的な方針

三 民族共生象徴空間構成施設の管理に関する基本的な事項

四 第十条第一項に規定するアイヌ施策推進地域計画の同条第九項の認定に関する基本的な事項

五 前各号に掲げるもののほか、アイヌ施策の推進のために必要な事項

3 内閣総理大臣は、アイヌ政策推進本部が作成した基本方針の案について閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 政府は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更しなければならない。

6 第三項及び第四項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県方針)

第八条 都道府県知事は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内におけるアイヌ施策を推進するための方針（以下この条及び第十条において「都道府県方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 都道府県方針には、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 アイヌ施策の目標に関する事項
- 二 当該都道府県が実施すべきアイヌ施策に関する方針
- 三 前二号に掲げるもののほか、アイヌ施策の推進のために必要な事項

3 都道府県知事は、都道府県方針に他の地方公共団体と関係がある事項を定めようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かななければならない。

4 都道府県知事は、都道府県方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

5 前二項の規定は、都道府県方針の変更について準用する。

### 第三章 民族共生象徴空間構成施設の管理に関する措置

#### 第九条 省略

### 第四章 アイヌ施策推進地域計画の認定等

(アイヌ施策推進地域計画の認定)

第十条 市町村は、単独で又は共同して、基本方針に基づき（当該市町村を包括する都道府県の知事が都道府県方針を定めているときは、基本方針に基づくとともに、当該都道府県方針を勘案して）、内閣府令で定めるところにより、当該市町村の区域内におけるアイヌ施策を推進するための計画（以下「アイヌ施策推進地域計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 アイヌ施策推進地域計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 アイヌ施策推進地域計画の目標
- 二 アイヌ施策の推進に必要な次に掲げる事業に関する事項
  - イ アイヌ文化の保存又は継承に資する事業
  - ロ アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業
  - ハ 観光の振興その他の産業の振興に資する事業
  - ニ 地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業
  - ホ その他内閣府令で定める事業

三 計画期間

四 その他内閣府令で定める事項

3 市町村は、アイヌ施策推進地域計画を作成しようとするときは、これに記載しようとする前項第二号に規定する事業を実施する者の意見を聴かななければならない。

4 第二項第二号（ニを除く。）に規定する事業に関する事項には、アイヌにおいて継承されてきた儀式の実施その他のアイヌ文化の振興等に利用するための林産物を国有林野（国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二条第一項に規定する国有林野をいう。第十六条第一項において同じ。）において採取する事業に関する事項を記載することができる。

- 5 前項に定めるもののほか、第二項第二号（二を除く。）に規定する事業に関する事項には、アイヌにおいて継承されてきた儀式若しくは漁法（以下この項において「儀式等」という。）の保存若しくは継承又は儀式等に関する知識の普及及び啓発に利用するための sake を内水面（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第八条第三項に規定する内水面をいう。）において採捕する事業（以下この条及び第十七条において「内水面 sake 採捕事業」という。）に関する事項を記載することができる。この場合においては、内水面 sake 採捕事業ごとに、当該内水面 sake 採捕事業を実施する区域を記載するものとする。
- 6 前二項に定めるもののほか、第二項第二号（ハに係る部分に限る。）に規定する事業に関する事項には、当該市町村における地域の名称又はその略称を含む商標の使用をし、又は使用をすると見込まれる商品又は役務の需要の開拓を行う事業（以下この項及び第十八条において「商品等需要開拓事業」という。）に関する事項を記載することができる。この場合においては、商品等需要開拓事業ごとに、当該商品等需要開拓事業の目標及び実施期間を記載するものとする。
- 7 第二項第二号イからホまでのいずれかの事業を実施しようとする者は、市町村に対して、アイヌ施策推進地域計画を作成することを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係るアイヌ施策推進地域計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。
- 8 前項の規定による提案を受けた市町村は、当該提案に基づきアイヌ施策推進地域計画を作成するか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、アイヌ施策推進地域計画を作成しないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。
- 9 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、アイヌ施策推進地域計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。
  - 一 基本方針に適合するものであること。
  - 二 当該アイヌ施策推進地域計画の実施が当該地域におけるアイヌ施策の推進に相当程度寄与するものであると認められること。
  - 三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 10 内閣総理大臣は、前項の認定を行うに際し必要と認めるときは、アイヌ政策推進本部に対し、意見を求めることができる。
- 11 内閣総理大臣は、第九項の認定をしようとするときは、その旨を当該認定に係るアイヌ施策推進地域計画を作成した市町村を包括する都道府県の知事に通知しなければならない。この場合において、当該都道府県の知事が都道府県方針を定めているときは、同項の認定に関し、内閣総理大臣に対し、意見を述べることができる。
- 12 内閣総理大臣は、アイヌ施策推進地域計画に特定事業関係事項（第四項から第六項までのいずれかに規定する事項をいう。以下同じ。）が記載されている場合において、第九項の認定をしようとするときは、当該特定事業関係事項について、当該特定事業関係事項に係る国の関係行政機関の長（以下単に「国の関係行政機関の長」という。）の同意を得なければならない。
- 13 内閣総理大臣は、アイヌ施策推進地域計画に内水面 sake 採捕事業に関する事項が記載されている場合において、第九項の認定をしようとするときは、当該アイヌ施策推進地域計画を作成した市町村（市町村が共同して作成したときは、当該内水面 sake 採捕事業を実施する区域を含む市町村に限る。）を包括する都道府県の知事の意見を聴かななければならない。
- 14 内閣総理大臣は、第九項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(認定を受けたアイヌ施策推進地域計画の変更)

第十一条 市町村は、前条第九項の認定を受けたアイヌ施策推進地域計画の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2 前条第三項から第十四項までの規定は、同条第九項の認定を受けたアイヌ施策推進地域計画の変更について準用する。

(報告の徴収)

第十二条 内閣総理大臣は、第十条第九項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。）を受けた市町村（以下「認定市町村」という。）に対し、第十条第九項の認定を受けたアイヌ施策推進地域計画（前条第一項の変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定アイヌ施策推進地域計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

2 国の関係行政機関の長は、認定アイヌ施策推進地域計画に特定事業関係事項が記載されている場合には、認定市町村に対し、当該特定事業関係事項の実施の状況について報告を求めることができる。

(措置の要求)

第十三条 内閣総理大臣は、認定アイヌ施策推進地域計画の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定市町村に対し、当該認定アイヌ施策推進地域計画の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 国の関係行政機関の長は、認定アイヌ施策推進地域計画に特定事業関係事項が記載されている場合において、当該特定事業関係事項の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定市町村に対し、当該特定事業関係事項の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

(認定の取消し)

第十四条 内閣総理大臣は、認定アイヌ施策推進地域計画が第十条第九項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。この場合において、当該認定アイヌ施策推進地域計画に特定事業関係事項が記載されているときは、内閣総理大臣は、あらかじめ、国の関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。

2 前項の規定による通知を受けた国の関係行政機関の長は、同項の規定による認定の取消しに関し、内閣総理大臣に意見を述べることができる。

3 前項に規定する場合のほか、国の関係行政機関の長は、認定アイヌ施策推進地域計画に特定事業関係事項が記載されている場合には、第一項の規定による認定の取消しに関し、内閣総理大臣に意見を述べることができる。

4 第十条第十四項の規定は、第一項の規定による認定の取消しについて準用する。

## 第五章 認定アイヌ施策推進地域計画に基づく事業に対する特別の措置

(交付金の交付等)

第十五条 国は、認定市町村に対し、認定アイヌ施策推進地域計画に基づく事業（第十条第二項第二号に規定するものに限る。）の実施に要する経費に充てるため、内閣府令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

2 前項の交付金を充てて行う事業に要する費用については、他の法令の規定に基づく国の負担若しくは補助又は交付金の交付は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の交付金の交付に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(国有林野における共用林野の設定)

第十六条 農林水産大臣は、国有林野の経営と認定市町村（第十条第四項に規定する事項を記載した認定アイヌ施策推進地域計画を作成した市町村に限る。以下この項において同じ。）の住民の利用とを調整することが土地利用の高度化を図るため必要であると認めるときは、契約により、当該認定市町村の住民又は当該認定市町村内の一定の区域に住所を有する者に対し、これらの者が同条第四項の規定により記載された事項に係る国有林野をアイヌにおいて継承されてきた儀式の実施その他のアイヌ文化の振興等に利用するための林産物の採取に共同して使用する権利を取得させることができる。

2 前項の契約は、国有林野の管理経営に関する法律第十八条第三項に規定する共用林野契約とみなして、同法第五章（同条第一項及び第二項を除く。）の規定を適用する。この場合において、同条第三項本文中「第一項」とあるのは「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十六条第一項」と、「市町村」とあるのは「認定市町村（同法第十二条第一項に規定する認定市町村をいう。以下同じ。）」と、同項ただし書並びに同法第十九条第五号、第二十二條第一項及び第二十四条中「市町村」とあるのは「認定市町村」と、同法第十八条第四項中「第一項」とあり、及び同法第二十一条の二中「第十八条」とあるのは「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律第十六条第一項」とする。

(漁業法及び水産資源保護法による許可についての配慮)

第十七条 農林水産大臣又は都道府県知事は、認定アイヌ施策推進地域計画に記載された内水面さけ採捕事業の実施のため漁業法第六十五条第一項若しくは第二項又は水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第一項若しくは第二項の規定に基づく農林水産省令又は都道府県の規則の規定による許可が必要とされる場合において、当該許可を求められたときは、当該内水面さけ採捕事業が円滑に実施されるよう適切な配慮をするものとする。

(商標法の特例)

第十八条 認定アイヌ施策推進地域計画に記載された商品等需要開拓事業については、当該商品等需要開拓事業の実施期間（次項及び第三項において単に「実施期間」という。）内に限り、次項から第六項までの規定を適用する。

2 特許庁長官は、認定アイヌ施策推進地域計画に記載された商品等需要開拓事業に係る商品又は役務に係る地域団体商標の商標登録（商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第七条の二第一項に規定する地域団体商標の商標登録をいう。以下この項及び次項において同じ。）について、同法第四十条第一項若しくは第二項又は第四十一条の二第一項若しくは第七項の登録料を納付すべき者が当該商品又は役務に係る商品等需要開拓事業の実施主体であるときは、政令で定めるところにより、当該登録料（実施期間内に地域団体商標の商標登録を受ける場合のもの又は実施期間内に地域団体商標の商標登録に係る商標権の存続期間の更新登録の申請をする場合のものに限る。）を軽減し、又は免除することができる。この場合において、同法第十八条第二項並びに第二十三条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「納付があつたとき」とあるのは、「納付又はその納付の免除があつたとき」とする。

3 特許庁長官は、認定アイヌ施策推進地域計画に記載された商品等需要開拓事業に係る商品又は役務に係る地域団体商標の商標登録について、当該地域団体商標の商標登録を受けようとする者が当

該商品又は役務に係る商品等需要開拓事業の実施主体であるときは、政令で定めるところにより、商標法第七十六条第二項の規定により納付すべき商標登録出願の手数料（実施期間内に商標登録出願をする場合のものに限る。）を軽減し、又は免除することができる。

- 4 商標法第四十条第一項若しくは第二項又は第四十一条の二第一項若しくは第七項の登録料は、商標権が第二項の規定による登録料の軽減又は免除（以下この項において「減免」という。）を受ける者を含む者の共有に係る場合であって持分の定めがあるときは、同法第四十条第一項若しくは第二項又は第四十一条の二第一項若しくは第七項の規定にかかわらず、各共有者ごとにこれらに規定する登録料の金額（減免を受ける者にあつては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、その額を納付しなければならない。
- 5 商標登録出願により生じた権利が第三項の規定による商標登録出願の手数料の軽減又は免除（以下この項において「減免」という。）を受ける者を含む者の共有に係る場合であって持分の定めがあるときは、これらの者が自己の商標登録出願により生じた権利について商標法第七十六条第二項の規定により納付すべき商標登録出願の手数料は、同項の規定にかかわらず、各共有者ごとに同項に規定する商標登録出願の手数料の金額（減免を受ける者にあつては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、その額を納付しなければならない。
- 6 前二項の規定により算定した登録料又は手数料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。

（地方債についての配慮）

第十九条 認定市町村が認定アイヌ施策推進地域計画に基づいて行う事業に要する経費に充てるため起こす地方債については、国は、当該認定市町村の財政状況が許す限り起債ができるよう、及び資金事情が許す限り財政融資資金をもって引き受けるよう特別の配慮をするものとする。

## 第六章 指定法人

第二十条 ～ 第三十一条 省略

## 第七章 アイヌ政策推進本部

第三十二条 ～ 第四十一条 省略

## 第八章 雑則

第四十二条 ～ 第四十五条 省略

## 附 則

第一条 ～ 第九条 省略

# 資料6 アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針

令和元年9月6日 閣議決定

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成31年法律第16号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針として本基本方針を定める。

## 1 アイヌ施策の意義及び目標

### （1）アイヌ施策の意義

- ・ アイヌ施策に関しては、これまでもアイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（平成9年法律第52号）に基づく施策等を推進してきたところであるが、今後は、アイヌの人々が抱える課題の解決を図るためには、従来のアイヌ文化振興施策や生活向上施策に加え、地域振興、産業振興、観光振興等を含めた施策を総合的かつ効果的に推進し、アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現に向けて、未来志向で施策を継続的に推進することが重要である。
- ・ また、アイヌの人々が日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族であるという認識の下、アイヌの人々の自主性を尊重し、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」（平成19年）における関連条項を参照しつつ、アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現に向けて、施策を推進することが重要である。
- ・ 法に基づく措置については、法目的に沿ってアイヌ施策を適正かつ効率的に推進するため、制度の適切な運用を図ることとし、市町村によるアイヌ施策推進の取組について、アイヌの人々の要望等が十分に反映されるよう、適切な指導を行う必要がある。
- ・ 衆議院及び参議院による「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」（平成20年6月6日）でも述べられているように、我が国が近代化する過程において、多数のアイヌの人々が、法的には等しく国民でありながらも差別され、貧窮を余儀なくされたという歴史的事実を、我々は厳粛に受け止めなければならない。
- ・ アイヌの人々が北海道のみならず全国において生活していることを踏まえて、全国的な視点に立って、アイヌ施策を進めていく必要がある。

### （2）アイヌ施策の目標

- ・ 政府は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目標とする。
- ・ 都道府県は、地域ごとにアイヌ施策に関する状況が異なることに留意した上で、各都道府県において適切な目標設定を行うこととする。

## 2 政府が実施すべきアイヌ施策に関する基本的な方針

### (1) アイヌ施策の総合的かつ効果的な実施

- ・ これまでの施策に加え、アイヌ文化の振興等のための環境を整備し、アイヌの人々の自立を最大限支援するため、法律上の特例措置やノウハウの提供等を通じて、市町村における地域振興、産業振興、観光振興、国際・国内交流事業の推進、環境の保全の推進などの施策を総合的かつ効果的に実施する。
- ・ 政府は、存続の危機にあるアイヌ語の復興に向けた取組、アイヌ文化の振興等の充実及びアイヌの伝統等に関する知識の普及啓発に関する取組に今後とも一層努める。

### (2) 人権に関する事項について

- ・ アイヌの人々に対する差別については、共生社会の実現を目指すアイヌ施策の目標に反するものであり、法第4条においても、アイヌの人々に対する差別の禁止に関する基本理念を定めている。
- ・ 差別の解消に資する施策を推進するため、アイヌの歴史や文化を紹介したパンフレット等の作成・配布やアイヌに関する教育活動の推進、民族共生象徴空間（以下「ウポポイ」という。）において、来場者にアイヌの衣食住、舞踊、工芸等を体験してもらうことを通じて、アイヌの歴史や文化の魅力について国民の理解を深めるとともに、人権等に関する相談窓口について、市町村等の関係機関を通じた広報を行うなどの措置を講ずる。

### (3) 国、地方公共団体及び指定法人の連携

- ・ アイヌ施策の目標を達成するためには、国及び地方公共団体において、法第5条に定める責務を果たすことが重要である。
- ・ 法律上の特例措置である国有林野における共用林野の設定や漁業法（昭和24年法律第267号）及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）による許可についての配慮については、アイヌにおいて継承されてきた儀式的の保存又は継承等を事業の目的とする趣旨に鑑み、関係機関と緊密な連携の下、アイヌの人々の視点に立ち、制度の円滑な運用に努める。
- ・ 指定法人（法第20条第1項の規定に基づき国土交通大臣及び文部科学大臣の指定を受けた者をいう。以下同じ。）においても、法第21条に定める業務を適切に実施することが求められる。このため、国、地方公共団体及び指定法人はアイヌ施策を推進するに当たり、情報提供などの密接な連携を図る。

## 3 民族共生象徴空間構成施設の管理に関する基本的な事項

### (1) ウポポイの役割等

- ・ ウポポイは、アイヌの歴史、文化等に関する展示及び調査研究並びにアイヌ文化の伝承、そのための人材育成、体験交流、情報発信及び豊かな自然を活用した憩いの場の提供その他の取組を通じてアイヌ文化の復興に関する我が国における中核的な役割を担う。
- ・ ウポポイは、アイヌ文化の復興等を図るとともに、国際観光や国際親善に寄与するため、2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に先立ち、令和2年4月24日に一般公開し、年間来場者数100万人を目指すものとする。このため、ウポポイへの誘客促進に向けた広報活動やアクセスの改善、コンテンツの充実等を図る。
- ・ また、先住民族にその遺骨を返還することが世界的な潮流となっていること並びにアイヌの人々の遺骨及び付随する副葬品（以下「遺骨等」という。）が過去に発掘及び収集され、現在、全国各地

の大学において保管されていることに鑑み、関係者の理解及び協力の下で、アイヌの人々への遺骨等の返還を進め、直ちに返還できない遺骨等についてはウポポイに集約し、アイヌの人々による尊厳ある慰霊の実現を図るとともに、アイヌの人々による受入体制が整うまでの間の適切な管理を行う役割を担うこととし、遺骨等の慰霊及び管理のための施設（以下「慰霊施設」という。）においては、管理する遺骨等を用いた調査・研究を行わないものとする。

## （２）ウポポイの管理に関する基本的な事項

### ① ウポポイを構成する施設等

・ ウポポイは、次に掲げる区域及び施設で構成する。

イ アイヌ文化の復興の中核となる国立アイヌ民族博物館及び国立民族共生公園

（国が設置する公共空地をいう。以下同じ。）を設置する区域（以下「中核区域」という。）（中核区域は、北海道白老郡白老町若草町（ポロト湖畔周辺地域）に設定する。）

ロ 慰霊施設（慰霊施設は、北海道白老郡白老町字白老に整備する。）

ハ 国立アイヌ民族博物館、国立民族共生公園及び慰霊施設を管理するための施設その他これらの施設の効用を全うする施設

・ 地方公共団体は、中核区域と連携してアイヌ文化の復興のための利活用を図る関連区域を設定することができる。

### ② ウポポイを構成する施設等の管理

・ ウポポイの中核区域及び慰霊施設を一体的に運営し、アイヌ文化の伝承、人材育成活動、体験交流活動等の実施に当たる運営主体は、指定法人とする。指定法人は、アイヌの人々の主体的参画を確保しつつ、法第9条第1項の規定に基づき、ウポポイの管理業務を行い、国土交通大臣及び文部科学大臣は、適切な運営が図られるよう指定法人に対する適切な指揮監督を行う。

### ③ アイヌ文化の復興等に向けたネットワークの構築等

・ アイヌ文化の復興、国民理解の促進等に際しては、ナショナルセンターとしてのウポポイの取組と、各地域におけるアイヌ文化の伝承、人材育成等に関する取組や、地方公共団体、経済界等による地域振興、観光振興等の取組との連携を併せて推進することにより相乗効果を高めていくことが極めて重要である。

・ アイヌ文化伝承活動等が盛んな地域とウポポイとの連携を図り、それらを核としたアイヌ文化復興等に関する取組の全国的な拡大とネットワーク化に取り組む。

## 4 アイヌ施策推進地域計画の認定に関する基本的な事項

### （１）アイヌ施策推進地域計画の認定基準

アイヌ施策推進地域計画（以下「計画」という。）の認定基準は、法第10条第9項各号による。具体的な判断基準は、次のとおりとする。

① 1の「アイヌ施策の意義及び目標」に適合しており、かつ、（3）の「計画の認定手続」に定められた事項にのっとっていること。

② 1の「アイヌ施策の意義及び目標」に適合したアイヌ施策の推進を図るために必要な事業が記載されていること。

なお、反社会的勢力やその関係者の行う又は行うことが想定される事業が記載されている場合は、これを認定しない。

- ③ アイヌ施策の推進を図るために行う事業について、
- イ 事業の実施主体が特定されているか、特定される見込みが高いこと。
  - ロ 事業の実施スケジュールが明確であること。

#### (2) 計画の作成の提案

- ・ アイヌ施策の推進に資する事業を行おうとする者は、市町村に対して、計画を作成することを提案することができる。この場合においては、基本方針に則して、当該提案に係る計画の素案を作成して、これを提示することとする。
- ・ また、当該提案を受けた市町村は、当該提案に基づき計画を作成するか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知することとする。

#### (3) 計画の認定手続

##### ① 計画の認定申請に当たっての手続

- イ 計画の認定申請の受付時期  
計画の認定申請に関する具体的なスケジュールは内閣府が別に定め、公表する。
- ロ 計画の認定申請を行う主体  
市町村は、単独で又は共同して、計画の認定を申請することができるものとする。

##### ② 計画の認定申請に当たっての留意事項

- イ 都道府県については、広域的な観点から自主的に施策を推進しつつ、必要に応じて市町村を支援する役割が期待される。そのため、市町村は、計画を作成する際には、法第8条第1項の規定に基づき都道府県知事が定めるよう努めることとされている都道府県の区域内におけるアイヌ施策を推進するための方針（以下「都道府県方針」という。）が定められているときは、法第10条第1項の規定に基づき当該都道府県方針を勘案することとする。
- ロ 市町村が計画を作成する際には、法第15条第1項に定める交付金がアイヌ文化の振興等に資する環境の整備及びアイヌの人々が抱える課題の解決のため有効に活用されるよう、アイヌの人々の要望等を反映するよう努めることとする。

##### ③ 計画の記載事項

- ・ 計画の記載事項は、法第10条第2項及びアイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律施行規則（令和元年内閣府令第4号）に定めるとおりとする。

##### ④ 国の関係行政機関の長の同意等

- ・ 内閣総理大臣は、認定の申請があった計画に、国有林野における共用林野の設定、漁業法及び水産資源保護法による許可についての配慮又は商標法（昭和34年法律第127号）の特例に関する事項が記載されている場合には、計画の認定（その変更を含む。以下同じ。）に際し、当該事項に係る関係行政機関の長の同意を得るものとする。
- ・ 関係行政機関の長の同意は、期限を付して文書により求めるものとする。関係行政機関の長は、期限までに同意又は不同意の回答を行うものとする。
- ・ 関係行政機関の長が不同意をする場合には、具体的な理由を付するものとする。この場合において、内閣総理大臣は当該計画の認定の判断を行うに当たって、当該計画を作成した市町村及び関係行政機関から事実の確認等を行い、所要の調整を図るものとする。
- ・ 関係行政機関の長は、同意する場合にあっては、当該計画の認定に当たって条件を付すことを、内閣総理大臣に対して求めることができるものとする。

## ⑤ 計画の認定

- ・ 内閣総理大臣は、④の関係行政機関の長の同意を得て、法第 10 条第 9 項の規定により、計画の認定を行う。認定基準を満たさない部分又は関係行政機関の長の同意が得られなかった部分があった場合において当該部分を除外した部分に限り、又は必要と認める場合において一定の条件を付して認定を行うことができることとする。
- ・ 計画を内閣総理大臣が認定しなかった場合及び認定した場合であっても関係行政機関の長の同意が得られず認定の対象から除外した部分があった場合においては、理由を付して当該市町村に通知するものとする。
- ・ 法第 10 条第 10 項の規定により、内閣総理大臣は計画の認定を行うに際し必要と認めるときは、アイヌ政策推進本部に対し、意見を求めることができることとなっている。必要と認める場合とは、計画の認定に際して、アイヌ政策推進本部総合的な調整を必要とする場合である。
- ・ 法第 10 条第 11 項の規定により、内閣総理大臣は計画の認定をしようとするときは、その旨を当該認定に係る計画を作成した市町村を包括する都道府県の知事通知しなければならない。この場合において、当該都道府県の知事が都道府県方針を定めているときは、計画の認定に関し、内閣総理大臣に対し、意見を述べるができることとする。
- ・ (4)に定める特例措置を活用して行う事業が記載されている計画の認定に際し、同意をした関係行政機関の長は、当該事業の実施の状況について、必要に応じ、報告を求めるものとする。
- ・ また、当該計画について、法第 14 条の規定に基づき、内閣総理大臣が認定の取消しを行う場合には、あらかじめ、当該関係行政機関の長にその旨を通知することとし、通知を受けた当該関係行政機関の長は、この認定の取消しに関し、内閣総理大臣に意見を述べるができることとする。あわせて、この通知が行われる場合のほか、当該関係行政機関の長は、当該計画の認定の取消しに関し、内閣総理大臣に意見を述べるができることとする。この場合、内閣総理大臣は、当該関係行政機関の長の認定の取消しに関する意見について、認定基準に適合しなくなった旨の明らかな理由が示されている場合には、当該計画に係る認定のうち当該関係行政機関の長が同意を行った部分について、法第 14 条の規定に基づき取消しを行う。
- ・ 認定を受けた計画については、内閣府においてインターネットの利用その他の適切な方法により公表するとともに、市町村のホームページ等においてもその内容を閲覧できるようにすることが望ましい。

### (4) 計画の認定制度に基づく法律上の特例措置

#### ① 交付金の交付

- ・ 法第 15 条第 1 項の規定により、認定を受けた計画（以下「認定計画」という。）に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

#### ② 国有林野における共用林野の設定

- ・ 内容については、別表第 1 のとおりとする。

#### ③ 漁業法及び水産資源保護法による許可についての配慮

- ・ 内容については、別表第 2 のとおりとする。

#### ④ 商標法の特例

- ・ 内容については、別表第 3 のとおりとする。

#### ⑤ 地方債の特例

- ・ 認定計画に基づいて行う事業に要する経費に充てるため起こす地方債については、国は、当該認定を受けた市町村の財政状況が許す限り起債できるよう、及び資金事情が許す限り財政融資資金をもって引き受けるよう特別の配慮をするものとする。

#### (5) 認定計画の進捗状況の把握及び効果の検証

- ・ 地域のアイヌ施策の推進に当たっては、その取組が効果的なものとなるよう、地域自らが、明確なPDCA サイクルの下に、その施策効果を的確に検証し、改善等を行うことが重要である。
- ・ 市町村は、計画期間中に、認定計画に掲げた取組の着実な実施を通じてアイヌ施策が推進されるよう、定期的にフォローアップを行うものとする。  
その結果、認定計画に記載された事項と地域の現状や事業の実施状況等から判断し、必要と認められる場合には、速やかに当該計画の見直しを行い、見直した計画について、再度認定の申請を行わなければならない。
- ・ 内閣総理大臣は、計画の認定を受けた市町村に対し、計画に記載された事業の実施状況等について、報告を求めることができることとし、報告を求めた場合には、その内容を公表する。

#### 5 その他アイヌ施策の推進のために必要な事項

- ・ アイヌ文化の振興等に資する環境の整備に関する施策の推進に当たっては、アイヌの人々の実態等の把握に努めるとともに、国、地方公共団体等の連携の強化を図ることとする。
- ・ 法の施行後、法の施行状況について適時適切に検討を行い、その結果に基づき得られた課題に関し、必要な措置を講ずることとする。なお、その際にはアイヌの人々の意見を十分踏まえることとする。
- ・ 我が国のアイヌ政策に係る国連人権関係諸機関による勧告や、諸外国における先住民族政策の状況にも留意する。

#### 附 則

「アイヌ文化の復興等を促進するための民族共生象徴空間の整備及び管理運営に関する基本方針について」(平成 26 年 6 月 13 日閣議決定)は、廃止する。

別表第1：国有林野における共用林野の設定の内容

項目名	国有林野における共用林野の設定
特例の内容	<p>市町村が、アイヌにおいて継承されてきた儀式の実施その他のアイヌ文化の振興等に利用するための林産物を国有林野において採取する事業を定めたアイヌ施策推進地域計画について、内閣総理大臣の認定を受けたときは、農林水産大臣は、契約により、国有林野をアイヌにおいて継承されてきた儀式の実施その他のアイヌ文化の振興等に利用するための林産物の採取に共同して使用する権利を取得させることができる。</p> <p>また、共用林野の設定に当たっては、以下に留意が必要である。</p> <p>ア 採取できる場所及び林産物</p> <p>① 共用林野を設定できる国有林野</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法令等において、林産物の採取に係る規制が存しないこと。</li> <li>・他の権利が設定されていないこと。</li> </ul> <p>② 採取の対象となる林産物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共用林野契約により採取できる林産物の種類、数量及び採取方法は、国土保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進、林産物の持続的かつ計画的な供給等を目標とする国有林野の経営と調整ができる範囲に限られること。</li> <li>・原則として、国が植栽し育成を行っている人工林木及び木材として一般的な需要がある樹種、品質の立木については採取の対象とならないこと。</li> </ul> <p>イ 共用林野契約</p> <p>共用林野契約は、認定計画の記載事項に沿って、国有林野の資源状況、地域管理経営計画等と調整した上で締結するものであることから、当該国有林野を管轄する森林管理署長等と事前に調整を図る必要があること。</p>
認定の要件	<p>事業の内容が、アイヌ文化の保存又は継承、アイヌの伝統等に関する理解の促進又は観光の振興その他の産業の振興に資するものであること。</p> <p>特例の内容の欄のア及びイに基づいた事業実施が見込まれること。</p>

別表第2：漁業法及び水産資源保護法による許可についての配慮の内容

項目名	漁業法及び水産資源保護法による許可についての配慮
特例の内容	<p>市町村が、アイヌにおいて継承されてきた儀式若しくは漁法（以下「儀式等」という。）の保存若しくは継承又は儀式等に関する知識の普及及び啓発に利用するための sake を内水面において採捕する事業（以下「内水面 sake 採捕事業」という。）を定めたアイヌ施策推進地域計画について、内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該内水面 sake 採捕事業の実施のため採捕の許可を求められた都道府県知事等は、当該内水面 sake 採捕事業が円滑に実施されるよう適切な配慮を行うものとする。</p>
認定の要件	<p>事業の内容が、儀式等の保存若しくは継承又は儀式等に関する知識の普及及び啓発に利用するための sake を内水面において採捕するものであり、かつ、アイヌ文化の保存又は継承、アイヌの伝統等に関する理解の促進又は観光の振興その他の産業の振興に資するものであること。</p> <p>漁業法及び水産資源保護法に基づき、都道府県知事が定める規則等を遵守した事業の実施が見込まれること。</p>

別表第3：商標法の特例の内容

項目名	商標法の特例
特例の内容	<p>市町村がアイヌ施策推進地域計画として定めた商品等需要開拓事業について、同計画が内閣総理大臣の認定を受けたときは、特許庁長官は、認定計画に記載された商品等需要開拓事業に係る商品又は役務に係る地域団体商標の商標登録については、登録料又は商標登録出願の手数料を軽減し、又は免除することができるものとする。</p>
認定の要件	<p>市町村における地域の名称又は略称を含む商標の使用をし、又は使用すると見込まれる商品又は役務の需要の開拓を行う事業であること。</p> <p>商品等需要開拓事業が、アイヌ施策の推進に必要な観光の振興その他の産業の振興に資する事業であること。</p>





# SAPPORO

## 第2次札幌市アイヌ施策推進計画

令和3年(2021年)3月

札幌市市民文化局市民生活部アイヌ施策課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 13階

電話:011-211-2277 FAX:011-218-5153



さっぽろ市  
01-D03-21-367  
R3-1-55